

災害から 「いのち」を 守る

②、③面に
災害への備えに関する
記事を掲載しています。

県消防学校では、県内の消防職員や消防団員が専門的な知識・技術を習得するための訓練をしています。

まつい ゆい
川崎市消防局 松井 結衣

消防署の訓練所で行われていた救助隊の訓練を見て、人の命を助ける仕事である消防士に憧れ、消防士になりました。消防学校では、1秒でも早く要救助者がいる災害現場へ駆けつけることを意識して訓練しています。住民の方々にも、大きな災害があった時に少しでも早く避難できるよう事前に災害に備えてもらうとともに、自分の命を守ってもらえるよう私たちが周知していくことも必要だと思っています。

近年、激甚化・頻発化が指摘される自然災害は、決して他人事ではありません。

こうした自然災害から身を守るためには、災害が発生した際に、「自分は大丈夫」、「まだ大丈夫」と思い込まないことが重要です。

そして、適切な避難行動のためには、災害のリスクを事前に把握することが大切です。県や市町村のホームページなどで、ハザードマップを確認し、自宅や学校、勤務先周辺の避難場所を把握するとともに、避難経路の確保のため、洪水や土砂災害が起こる危険がある場所もチェックしておいてください。

また、避難する場所やタイミングなどは、ご家族やお住まいの状況によって異なりますので、いつ、何をするのかをスケジュールで整理する「マイ・タイムライン」を作成し、どのような避難行動がご家族にとって適切なのか事前に話し合っておいてください。

災害への備えを日頃から徹底していくことで、いつ起こるか分からない自然災害に備えていきましょう。

神奈川県知事 黒岩祐治



「いのち」を守るために家庭でできる災害への備え。



近年、初夏から秋にかけて集中豪雨や大型台風による土砂災害・風水害が発生しています。昨年7月には大雨により、平塚市内に最も危険度が高い警戒レベル5「緊急安全確保」が発令されました。災害から「いのち」を守るためには、正しい知識の習得と早めの避難が重要です。また、今年3月に発生した福島県沖の地震の影響により、県内でも一部の地域で停電が起きました。災害時でも停電のないくらしに向けて、考えてみませんか。

土砂災害の前ぶれ

- ☑ 崖や地面にひび割れができる、崖や斜面から水が湧き出る
- ☑ 井戸や川の水が濁る、湧き水が止まる・濁る
- ☑ 小石がバラバラと落ちてくる、地鳴り・山鳴りがする
- ☑ 降雨が続くのに川の水位が下がる
- ☑ 樹木が傾く、立木が裂ける音や石がぶつかり合う音が聞こえる

ひとつでも当てはまったら
すぐに安全な場所に避難しましょう

県は、近年の集中豪雨や大型台風による土砂災害を防ぐため、防災工事を拡充しています!<急傾斜地崩壊対策事業>

日ごろからできること

- 1 市町村が公表しているハザードマップで災害の恐れのある危険な箇所や避難場所、避難経路を確認しておきましょう。
- 2 道路が寸断された場合を想定して、避難経路を複数確認しておきましょう。
- 3 家族で避難場所や連絡方法などを、決めておきましょう。



雨が降り始めたら、地震が起きたら・・・
下記のポータルで、さまざまな防災情報が確認できます。

津波や地震情報も含めた総合サイト
県災害情報ポータル



詳しくはこちら
県土砂災害情報ポータル



地震に備えて

巨大地震に備え、マイホームの耐震化/耐震診断
県は、市町村が行う耐震診断や耐震改修工事への補助の一部を負担し、住宅耐震化を促進しています。積極的に専門家の耐震診断を受け、必要があれば早めに改修しましょう。
※補助条件は市町村によって異なりますので、詳細はお住まいの市町村担当課へお問い合わせください。



いつ起こるか わからない 自然災害

逃げ遅れゼロを目指して 避難のタイミングを決めておきましょう

災害発生時の恐れがある場合には、お住まいの市町村から避難情報が発令されますので確認しましょう。また、テレビやラジオなどからも情報収集をしましょう。危険を感じたら、避難情報の警戒レベルが低くても、避難の準備や自主的に避難をするなど、必要に応じて「いのち」を守る行動をとってください。

警戒レベル	行動を促す情報(避難情報等)	県民の皆さんがとるべき行動
5	緊急安全確保 きんきゅうあんぜんかくほ	命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難!>~~~~		
4	避難指示 ひなんしじ	全員が災害発生時の恐れのある場所から避難する
3	高齢者等避難 こうれいしゃとうひなん	高齢者や障がいのある方、乳幼児など避難に時間がかかる方は、災害発生時の恐れのある場所から避難する
2	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	避難に備え、ハザードマップで避難場所や避難経路を確認する
1	早期注意情報 (気象庁)	最新の気象情報に留意するなど、災害への心構えを高める

## 安全な避難に向けて コロナ禍での避難に 当たっての注意事項

- ☑ 自宅が安全な場所であれば避難場所に行く必要はありません。また、親戚や知人宅への避難も考えましょう。
- ☑ 避難場所では、体調が優れない方、発熱症状のある方は、速やかに運営スタッフに申し出てください。
- ☑ 避難場所では、マスク・消毒液・体温計が不足している場合がありますので、できるだけご自身で用意してください。  
※飛沫防止のための間仕切りを設置するなど、感染症対策を行います。

## 災害時も 停電のないくらし!

太陽光発電や蓄電池を設置しませんか。

県は、脱炭素に貢献し、災害時にも強い味方となる太陽光発電と蓄電池を普及させるため、「共同購入事業」*1や「0円ソーラー」*2で支援しています。また、電気自動車等に貯めた電気を住宅等に供給できる設備(V2H充電設備)に対する補助も行っていきます。

*1 太陽光発電等を一括して発注することで市場価格より安く購入できる仕組み  
*2 初期費用0円で太陽光発電等を設置できる仕組み

詳しくはこちら

もしもの時のために、この「かながわけんみん防災カード」と「かながわキッズぼうさいカード」を携帯して、災害に備えましょう。

配布場所:  
各地域県政総合センター、県危機管理防災課  
かながわ減災サポート店

詳しくはこちら



危機管理防災課  
主事  
おざわ たくや  
小澤拓哉



## 「雨の日に現れるもう一つの世界」

(写真: 座間市・江口 隼人さん)

雨の日の中華街は、人が少なくリフレクション効果できれいに撮ることができます。雨の日にしか味わえない隠れた夜景スポットです。(令和3年8月撮影)

場所: 横浜中華街(横浜市中区)



編集/発行(毎月1日発行)  
〒231-8588 横浜市中区日本大通1  
神奈川県 政策局 知事室  
☎045(210)1111(代表)  
☎045(210)3662 FAX 045(210)8834



県公式Twitter  
@KanagawaPref_PR

※記事は5月17日時点の内容であり、変更になる場合があります

# 「県内経済の回復」「災害対策」「幹線道路整備」「水源環境保全」 そのための特別な税負担をお願いしています。

### 法人県民税・事業税

県は、法人の皆さんに法人県民税・事業税の超過課税という特別なご負担をお願いし、その時々々の行政課題に対応しています。



#### 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に係る経済対策の推進

事業費総額  
98億 6,337万円



引地川護岸工事

#### 災害に強い県土づくりの推進

事業費総額  
859億 6,484万円



新築野IC(新東名高速道路)

#### 県内経済の持続的な発展に向けた幹線道路の整備

事業費総額  
246億 9,315万円

### 個人県民税

県は、県民の皆さんに個人県民税の超過課税(水源環境保全税)という特別なご負担をお願いし、森林の手入れや生活排水処理施設の整備などを進めています。



#### 豊かな水を育む森の保全・再生への取り組み

事業費総額  
29億 8,304万円



間伐作業

#### 清らかな水源の保全・再生への取り組み

事業費総額  
11億 3,042万円



水源地の森林(丹沢湖)

その他  
(山梨県との共同事業や、水環境モニタリングの実施など)

事業費総額  
2億 9,121万円

令和4年度事業費総額

1,205億 2,137万円

うち法人県民税・事業税の超過課税活用額

225億 3,224万円

令和4年度事業費総額

44億 468万円

うち個人県民税の超過課税活用額

42億 2,832万円

令和2年11月から令和7年10月までの5年間は、新型コロナウイルスの感染拡大により影響を受けた県内経済の回復に向けて、経済対策を強力に推し進めます。また、災害に強い県土づくり、幹線道路の整備に継続して取り組んでいきます。

これまでの取り組みにより、森林では下草の回復や土壌保全が進むなどの効果が表れてきています。今年度からの5年間は、今までの取り組みを継続しつつ、台風や集中豪雨などによる被害を踏まえ、土壌保全対策の強化などをしていきます。

※表示単位未満切り捨てのため、合計に符合しません

【上記記事に関する問合せ】法人県民税・事業税の超過課税の活用項目については県財政課 ☎045(210)2266 FAX 045(210)8805  
水源環境を守る事業については県水源環境保全課 ☎045(210)4352 FAX 045(210)8855 / 超過課税制度のしくみについては県税制企画課 ☎045(210)2306 FAX 045(210)8806

## ともに生きる

／今月は、三浦市民交流センターニナイテの高村文子さんに伺いました！／

たかむら あやこ

### 「三浦」「高齢者」を切り口に、誰もが活躍できる地域共生社会の実現を

三浦市では、市、市社会福祉協議会、地区長会と当センター指定管理者のNPO法人YMCAコミュニティサポートが協議会を作り、市民団体や大学等と協働して高齢者の活躍を後押ししています。高齢者が地域の魅力を収集し発信するための市民講座『ニナイテカレッジ』、高齢者が考案したコースを皆で歩く『未病ウォーク』をはじめ、大学生が特産物の調理方法を聞き取り開発した『レシピ集』や三崎港大漁旗を再利用し市民団体の協力で製作した『ピクニックグッズ』を展開し、

「三浦」「高齢者」を切り口に、移住者や地元住民、多世代でさまざまな人が出会い、それぞれの「活躍」につなげています。

三浦市民交流センターニナイテの取り組みについてはこちら



三浦市民交流センターニナイテ館長  
高村文子さん



このコラムでは、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念に共感していただいている方々のメッセージをご紹介します。



ともに生きる社会  
かながわ憲章

### ともに生きる社会 かながわ憲章

平成28年10月14日 神奈川県

- 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

平成28年7月26日、障がい者支援施設である県立「津久井やまゆり園」において、大変痛ましい事件が発生しました。このような事件が二度と繰り返されないよう、県と県議会は、この悲しみを力に、断固とした決意をもって、「ともに生きる社会の実現をめざし、「ともに生きる社会かながわ憲章」を定めました。

かながわ憲章 検索



選挙のめいすいくん

この夏は参議院議員通常選挙!投票しましょう!

【上記記事に関する問合せ】県共生推進本部 ☎045(210)4961 FAX 045(210)8854

【問合せ】  
県選挙管理委員会  
☎045(210)3179

